

◆財務省が事業承継税制の見直しに乗り出した。導入から3年経過しているが、制度の内容自体もわからない中小企業の経営者も多く、強い問題意識を持っているからだ。◆要件が厳しく利用が難しいとの声もある。ネックは雇用の8割以上を5年間継続する点。中小企業の場合、2～3人辞めても8割を下回ることがよくあるからだ。このため、経済産業省も税制改正要望で要件の緩和を求めている。◆しかし、税制上の要件を緩和したからといって必ずしも制度が広がるわけではない。実際の事業承継ではそれぞれの中小企業で固有の事情（家庭の事情など）が存在するからだ。悩ましい問題である。（MIN）

今週の専門用語



ペイアズユーゴー原則

「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）において、各年度の予算編成および税制改正の基本ルールの一つとして掲げられている財源確保ルール。歳出増または歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際には、恒久的な歳出削減または恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保することが求められている。毎年度の税制改正プロセスにおいては、財務省と他府省庁との間で財源確保をめぐる激しい駆け引きが繰り返される。



エンドースメント

エンドースメントとは、国際会計基準審議会（IASB）が設定した国際会計基準を米国で採用するに当たって、米国財務会計基準審議会（FASB）が個々の会計基準の妥当性などを検討したうえで採用する方法のこと。米国証券取引委員会（SEC）が2012年7月13日に公表した最終スタッフ報告書では、米国における国際会計基準の取り込みについては、エンドースメントに言及はしているものの、適用の可否など、具体的な内容については示されていない。



規定損害金

リース資産の借手がファイナンス・リース取引（中途解約不能）を中途解約した場合に貸手であるリース会社が受け取る違約金のこと。規定損害金は、未経過のリース期間に係るリース料の概ね全額に相当する。リース会社は、中途解約により受け取る規定損害金と中途解約時のリース投資資産残高との差額を収益に計上するか（リース会計基準適用指針58項(1)）、中途解約により受け取る規定損害金を売上高に計上し、中途解約時のリース投資資産残高を売上原価に計上しなければならない（同項(2)）。

週刊T&A master 第468号

2012年9月24日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp